

# 民生委員・児童委員活動支援検討委員会 報告書

令和元年 7 月

静岡県健康福祉部地域福祉課





# 民生委員・児童委員活動支援活動支援検討委員会

## 報告書

### 目次

#### はじめに

- 1 民生委員・児童委員活動支援検討委員会の設置 . . . P 1
- 2 県で実施する支援策（案）について（概要） . . . P 2
- 3 県で実施する支援策（案）について（詳細） . . . P 4
- 4 県で実施する支援策（案）について（支援策別） . . . P 14
- 5 ふじのくに型民生委員・児童委員協力員制度（仮称） . . . P 15

#### （参考）

- 1 民生委員・児童委員活動支援検討委員会設置規約 . . . P 25
- 2 I アンケート調査結果 【地区民児協対象】 . . . P 27  
II アンケート調査結果 【市町対象】

## はじめに

民生委員・児童委員は、非常勤の特別職の地方公務員で、無報酬で活動を行う地域福祉の奉仕者である。社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉やその他行政に協力するなど様々な活動を行っている。

民生委員制度は、富士市出身で第13代静岡県知事も務めた笠井信一氏が、岡山県知事であった大正6（1917）年に創設した「済世顧問（さいせいこもん）制度」が、起源であり、静岡県に縁のある制度である。

本年度は、制度創設から102年目を迎え、12月には年号が「令和」となって初めての一斉改選が行われる。

現在の民生委員・児童委員の定数は4,381人（政令市を除く）であり、平成28年の一斉改選時の委嘱者数は4,235人 充足率96.7%であった。平成31年4月1日現在の委嘱者数は4,319人で充足率は98.6%である。

現在、民生委員・児童委員は、地域課題の多様化・複雑化や地域住民のつながりの希薄化等から「活動負担の増大」、「担い手不足」が全国的に大きな課題となっている。

そのため、本県では平成31年3月に民生委員・児童委員活動支援検討委員会を設置し、「活動負担の軽減」及び「担い手の確保」を目的として、民生委員・児童委員が活動しやすい環境を整備するため、様々な活動支援策を検討することとした。

学識経験者、民生委員・児童委員、主任児童委員、市町行政等を構成員として3回に渡り、議論を行ってきた。

本報告書は、検討委員会の意見、市町及び民生委員・児童委員に対するアンケート調査結果や静岡県民生委員児童委員協議会役員との意見交換会の意見等を踏まえ、今後、静岡県が実施する支援策（案）をとりまとめたものである。

本年12月の一斉改選に向けて、民生委員・児童委員の確保に努めるとともに、着任後にやりがいをもって、2期、3期と活躍していただけるよう、支援策を県、市町が協力して着実に進めていくものとする。

令和元年7月

静岡県健康福祉部地域福祉課

# 1 民生委員・児童委員活動支援策検討委員会の設置

## 1 目的

民生委員・児童委員は、その活動において、地域課題の多様化・複雑化や地域住民のつながりの希薄化等から「負担の増大」、「担い手不足」が大きな課題となっている。

令和元年12月の一斉改選に向けて、民生委員・児童委員活動支援策検討委員会を設置し、様々な支援策を検討し、導入することで、民生委員の活動負担の軽減や、新たな担い手の確保を図る。

## 2 根拠

民生委員・児童委員活動支援策検討委員会設置規約

## 3 構成員（11名）

区分	委員候補者等	地域
学識経験者	平田厚（静岡福祉文化実践研究所所長、元静岡福祉短期大学部介護福祉学科長）	—
民生委員・児童委員	松下悦郎（県民児協会長） 杉本 正（県民児協副会長）	西部 中部
	小林和恵（富士市主任児童委員部会会長）	東部
県民児協事務局	西村慎言（県社協 福祉企画部長代理）	—
市町行政	下田市、熱海市、藤枝市、森町	各地区
県行政	こども家庭課長、地域福祉課長	

### <検討委員会内容>

時期	回	内 容
3月19日	第1回	・静岡県の民生委員・児童委員制度の概要(現状、課題等) ・活動支援策の検討、今後のスケジュール
4月22日	第2回	・活動支援策の検討（実施内容、優先度等） ・協力員制度設計に係る意見交換
5月27日	第3回	・活動支援策の概要とりまとめ ・協力員制度活用事例、課題等の検討
5月～7月		・報告書作成 ・財政協議（制度導入）

## 4 スケジュール

項目	H31. 2	3	4	R1. 5	6	7	8	9	10	11	12	R2. 1	2	3
一斉改選関係	説明会		市町で候補者の人選		市町から県へ候補者推薦		県から国へ委員推薦				12/1一斉改選			
民生委員・児童委員活動支援事業	検討委員会（部局長調整費）					9月補正								
	活動支援策の検討				活動支援策の周知・広報等				活動支援策の導入					

## 2 県で実施する支援策（案）について（概要）

民生委員・児童委員活動支援検討委員会において検討した結果、県で実施する民生委員・児童委員の活動支援策（案）を次のとおりまとめる。

区分	支援策（案）
1 活動環境の整備	<p>① 活動環境の整備等に係る県民児協の取組への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民児協が推進する「地域版 活動強化方策」の策定に係る取組を県として推進する</li> <li>・ 県民児協の「活動環境の整備に係る特別委員会」での検討（証明事務のあり方、個人情報提供）を踏まえた市町への意見具申に対して、市町に適正な対応を依頼する（6「市町(民児協)の体制強化」での対応検討）</li> </ul>
2 活動負担の軽減	<p><b>【活動・精神的負担の軽減】</b></p> <p>① 協力員制度の導入（3「担い手の確保」再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動負担の軽減や期の浅い委員の精神的負担軽減のため協力員制度を導入し、併せて元民生委員による応援体制を確保する</li> <li>・ 地域の社会福祉士等の有資格者の活用を図り、地域の課題に対応する</li> <li>・ 住民への制度周知を図る（県ホームページ等）</li> </ul> <p>② 随時委嘱者のオリエンテーションの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新任委員の活動への不安軽減のため随時委嘱時のオリエンテーションの徹底、内容の充実を図る</li> </ul> <p>③ 新任委員向け Q&amp;A 作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新任委員向けに活動の基本をわかりやすくまとめた Q&amp;A を作成する</li> </ul> <p>④ 研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の課題や社会制度の改正等に対応するため DVD 等を活用した選択研修の導入を図る</li> </ul> <p>⑤ 地区民児協の優良な取組に対する表彰制度の創設</p> <p><b>【その他】</b></p> <p>① 随時委嘱手続きに係る期間の短縮化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 欠員期間の短縮のため、随時委嘱手続きの見直しを行う（社会福祉審議会の手続の見直し）</li> </ul> <p>② 市町の活動負担軽減の取組事例の紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区民児協の班体制、関係機関連携の好事例等を紹介する</li> </ul> <p>③ 地域の見守り体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間企業等を活用した見守り体制を地域ごとに整備、推進する</li> </ul> <p>④ 包括的支援体制構築事業等の地域福祉推進事業の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の見守り活動や居場所の整備等に係る補助事業等の活用を促進し、地域住民の地域福祉の意識醸成等を図る</li> </ul>

3 担い手の確保	<p>①協力員制度の導入（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな担い手確保につなげるため協力員制度を導入する</li> <li>・ 有資格者等の活用を図り、地域ごとの課題に対応する</li> <li>・ 住民への制度周知を図る（県ホームページ等）</li> </ul>
4 活動の理解促進	<p>① 住民への活動内容の周知、啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民の活動への理解を促進するため、リーフレット(多言語化)やDVD等を作成し、積極的に広報、啓発を行う</li> </ul> <p>② 候補者向け活動紹介リーフレットの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 候補者に活動内容を説明できるリーフレットを作成する</li> </ul>
5 関係機関との連携強化	<p>①一層の連携強化を望む機関への活動協力の依頼等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域包括支援センター、学校（PTA）等に一層の連携に向けて活動の周知及び活動への協力依頼を行う</li> <li>・ 市町各課や市町社協に活動や連携への協力を依頼する</li> </ul>
6 市町(民児協)の体制強化	<p>①市町、市町社協共同による活動環境の整備、活動支援策検討の取組依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町民児協の役割を担う市町、市町社協が共同で、各地域の課題を把握し、行政からの依頼業務の整理、活動への協力体制の確保等の活動環境の整備や活動支援に係る取組を行うよう依頼する（説明会等で伝達後、文書で依頼する） （検討を依頼する事項）</li> <li>・ 自治会等との連携、協力体制の確保（充て職等の負担軽減、活動への協力体制の確保等）</li> <li>・ 市町・市町社協の依頼業務の見直し、個人情報の提供方法の整理、関係部署の活動への協力体制の確保(組織間調整)</li> <li>・ 地区の課題の把握と対応（啓発活動、関係機関との連携調整、地域の見守り体制の整備推進、活動支援策の検討等）</li> <li>・ 欠員解消に向けた取組（推薦準備委員会の設置など推薦団体・組織からの推薦協力体制の確保等）</li> <li>・ 地域福祉活動の推進（住民による見守り活動、居場所づくり、包括的相談支援体制の整備等）</li> </ul> <p>② 定数の適正化、地区割の再見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員の負担軽減につながるよう委員の適正配置や地区割の再見直しを自治会や地区民児協等と計画的に行うよう依頼する（令和4年12月に向けた取組）</li> </ul>

### 3県で実施する支援策（案）について（詳細）

令和元年12月の民生委員・児童委員の一斉改選に向けて、活動負担の軽減と担い手の確保のため、民生委員・児童委員活動支援検討委員会において検討した結果及び地区民児協アンケート調査結果等に基づき、県で実施する支援策（案）を以下にまとめる。

#### 1 民生委員活動の環境の整備

##### （課題） **活動内容の整理・明確化**

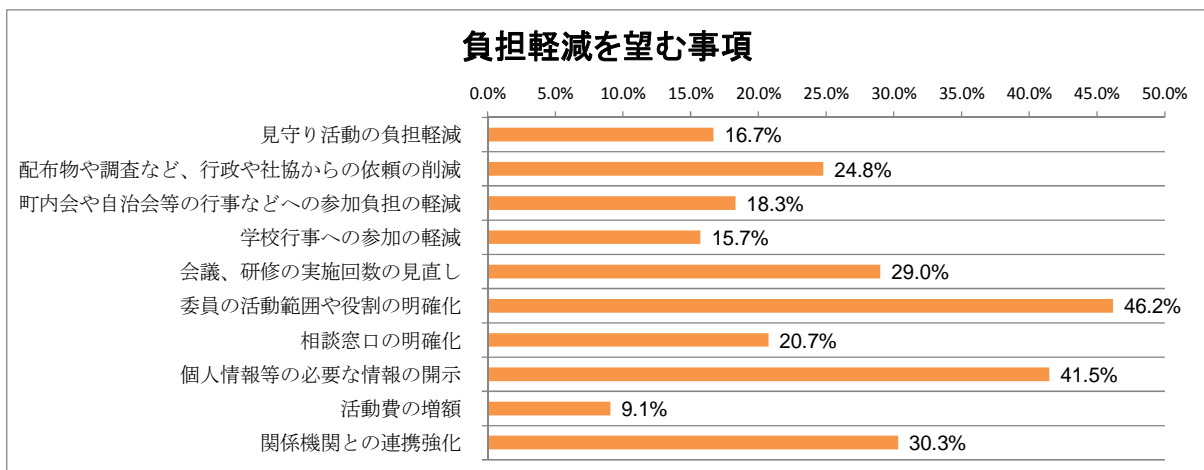
・地域の課題の多様化等から民生委員や地区民生委員児童委員協議会（以下「地区民児協」という）の活動範囲が拡大しており、「相談・支援」の件数は減少しているが、「地域福祉活動・自主活動」については増加している等、活動範囲が拡大しており、活動内容を整理、明確化する必要がある。また、活動に必要な個人情報（住民や世帯の情報等）が市町行政から適切に提供されず民生委員の活動負担につながっている。

##### （主な意見）

- ・ 民生委員の業務について「本来業務」と「ボランティア活動」を混同していることで業務多忙となっている場合があり、活動内容を整理する必要がある。
- ・ **活動範囲や内容を明確にすることが活動負担の軽減につながる。**
- ・ 地域や学校の行事については地域を知る良い機会となっており、それぞれ**必要性を判断して活動内容の整理を行う**必要がある。
- ・ 高齢者の孤独死、孤立化は、今後は目に見えて問題になってくる。市町からの個人情報の提供を課題解決につなぐための手段として活用していきたい。
- ・ 地区民児協アンケートでは、負担軽減を望む事項として、「委員の活動範囲や役割の明確化」46.2%、「個人情報等の必要な情報の開示」41.5%が項目中の第1位、第2位であった。

◆地区民児協アンケート調査（H31.3調査 全地区民児協162地区から会長1人、主任児童委員1人、1期目委員2人に回答依頼 有効回答数617）

・ 負担軽減を望む事項（複数回答あり）





## (支援策案)

### ①活動環境の整備等に係る県民児協の取組への支援

- ・全国民生委員児童委員連合会の働きかけにより、静岡県民生委員児童委員協議会（以下「県民児協」という）では、**法定地区民児協ごとの「地域版 活動強化方策」の策定**を推進しており、民生委員・児童委員が各地区の実情を踏まえ今後実施すべき活動内容の整理を行っていることから**当該取組を県としても推進する**。
- ・平成30年度に、県民児協では「活動環境の整備に係る特別委員会」を設置し、**市町からの個人情報提供、証明事務の見直しについて協議**した結果、今後、市町に意見具申し、市町民児協との間でこれらの取扱いを整理し、**書面による合議形成（協定の締結、要綱の制定等）を図る予定**である。県としては**県民児協の取組を支援するものとし、県民児協の意見に対し適正な対応を市町に依頼する**。

（6「市町（民児協）の体制強化」で対応検討）

## 《解説》行政等への意見具申

行政等への意見具申は、民生委員法第24条により民児協の「任務」と位置付けられている。住民の代弁者であり、地域福祉推進の担い手でもあることから、地域の課題を広く行政や関係者に伝え、その解決につなげていくことが期待されている。

## 《参考》

全国民生委員児童委員連合会パンフレット 「地域版 活動強化方策」の作成



目次	
はじめに	1
1. 「民生委員制度創設100周年活動強化方策」と「全国児童委員活動強化推進方策2017」	1
2. 「地域版 活動強化方策」に取り組むにあたって	2
3. 本冊子「推進の手引き」の目的	2
<b>第1章 「地域版 活動強化方策」推進の考え方</b>	<b>4</b>
1. ボトムアップで「活動強化方策」を作成します	4
2. 単位民児協版方策は、一人ひとりの委員が取り組むことから始めます	6
3. 市区町村民児協版方策は、単位民児協の地域性や多様な活動をふまえます	7
4. 都道府県・指定都市民児協版方策は、広域の立場で地域を支援します	7
5. 10年間のできるだけ早い時期に活動強化方策を作成しましょう	8
<b>第2章 「地域版 活動強化方策」作成の手引き</b>	<b>9</b>
1. 単位民児協版方策作成の手引き	9
2. 「市区町村民児協版 活動強化方策」作成の手引き	21
3. 「都道府県・指定都市民児協版 活動強化方策」作成の手引き	25
ワークシートA「地域の実情」	28
ワークシートB「地域の課題」	30
ワークシートC「〔 〕民児協版 活動強化方策」	32
<b>参考資料</b>	
1. 「民生委員制度創設100周年活動強化方策」(抜粋)	38
2. 「全国児童委員活動強化推進方策2017」(抜粋)	59
「民生委員制度創設100周年活動強化方策 推進の手引き」作成委員会 委員名簿	

## 2 活動負担の軽減

(課題) **活動量の増加** **精神的負担の増加等**

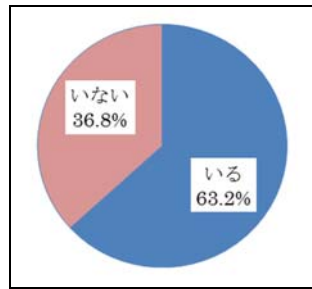
- ・平成29年度の活動日数は、1委員当り133.07日(全国139.83日)であり、全国平均より少ないものの、ほぼ3日に1日は民生委員・児童委員活動を行っている。
- ・「全国モニター調査」によると、「プライバシーへの接触」や、「援助をする相手との人間関係の構築」、「必要な個人情報や世帯情報の把握」が困りごとの上位となっている。また、1期目、2期目の期の浅い委員が全体の6割を占め、2～3割の委員は応援してくれる住民がいなく感じている。期の浅い委員を、単位民児協や委員同士で支える仕組みが必要であるとの調査結果が出ている。
- ・年々、人口は減少しているが、核家族化等により世帯数は増加している。また、地域や家族のつながりが希薄化する中、独居高齢者数、児童虐待数、引きこもり相談件数等は増加しており、地域での見守り対象者や要支援者数の増加が見込まれる。

(主な意見)

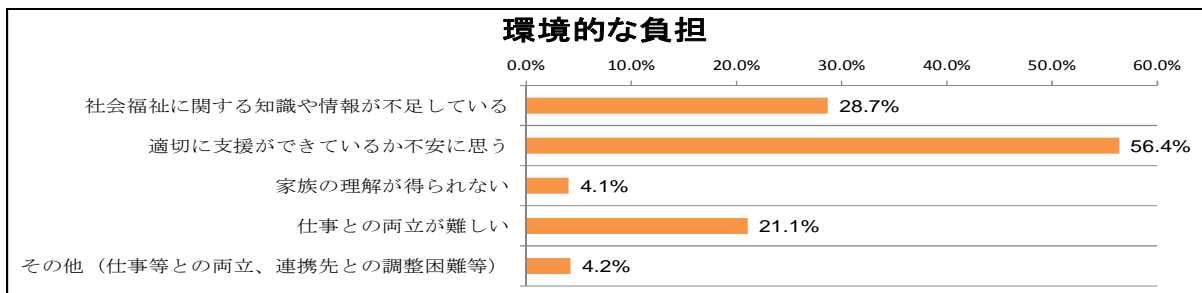
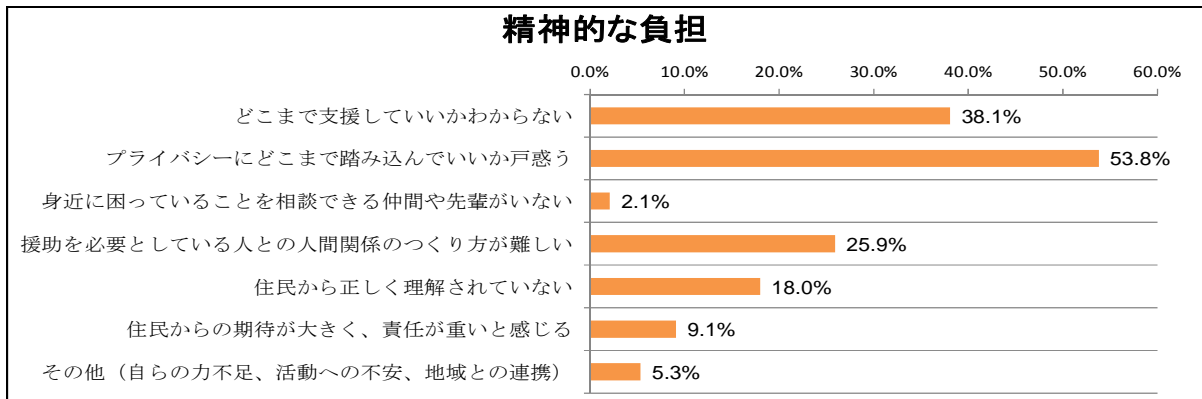
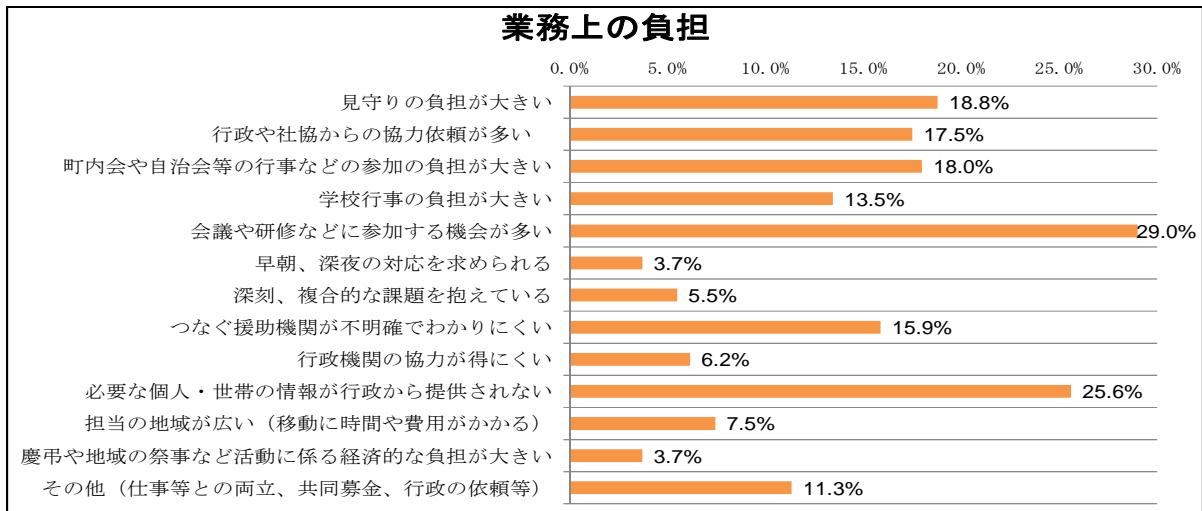
- ・1期目、2期目の委員はどのように活動していいかわからない。民生委員活動ができているのかがわからず不安を抱えているため、**1期目委員を支える仕組みが大切**である。
- ・住民から草刈や救急車への同乗などを頼まれることがあり、どこまで活動として行えばいいのかが**対応に困ったり、住民への説明に苦慮する新任委員も多い。**
- ・地域の課題は地域住民と協力して対応していく必要があり、見守りは地域住民が担い、民生委員は住民から情報をもらうための居場所等の組織づくりを担うなど、**民生委員の活動自体を見直していく必要があるのではないか。**
- ・地域の小さいコミュニティの中において、民生委員活動への理解や関心を深める取組が必要である。そのためには**民生委員と住民との話合いの場を積極的に持つこと**である。活動への理解のもとで、**地域のネットワークができる**とよい。
- ・地区民児協アンケートでは、委員の活動に負担を感じているかとの質問に対して、**6割以上が活動に負担を感じている**と回答(負担の内容は次ページのとおり)特に、「**適切に支援ができているか不安に思う**」と回答した割合は**56.4%**であった。
- ・地区民児協アンケートで、委員活動を続けるに当たって望むことは次のとおりであった。
  - 負担軽減 : 「委員の活動範囲や役割の明確化」46.2%  
「個人情報等の必要な情報の開示」41.5%  
「関係機関との連携強化」30.3%
  - 人材の確保 : 「元民生委員などOBによる応援体制の確保」32.7%  
「委員の業務を補助する人の選任、設置(協力員など)」25.9%
  - 研修の充実 : 「選択研修制度」46.5%
  - その他 : 「相談事例やQ&A集の作成、配布」40.2%、  
「地域住民への活動のPR(パンフレット、広報など)」37.3%

◆地区民児協アンケート調査

- ・民生委員の活動に負担を感じているか



- ・負担の内容（複数回答あり）



## (支援策案)

地区民児協アンケート調査の結果、「全国モニター調査」と同様に、プライバシーの接触や支援活動に対する不安など**精神的な負担が高い傾向**にある。また、平成28年度改選時には、**再任率は静岡県では55.7%**（全国68.4%）で、**半数近くが新任の委員**に替わっている。

令和元年度一斉改選に向けて、**1期目、2期目委員の活動の負担を軽減し、精神的に支える仕組の充実**を図りつつ、様々な支援策を導入することで、**すべての委員が地域で活動しやすい環境を整えていくものとする。**

## 【活動・精神的負担の軽減】

### ①協力員制度の導入（3「担い手の確保」に再掲）

活動負担の軽減や期の浅い委員の精神的負担の軽減のため、**協力員制度を導入し、併せて元民生委員による応援体制の確保を図る。**また、**地域の有資格者（社会福祉士、看護師、介護支援専門員等の多様な人材）の活用**を図り、地域ごとの課題に対応する。

### ②随時委嘱者のオリエンテーションの充実

新任委員の活動への不安軽減のための**随時委嘱オリエンテーションの徹底、内容の充実**を図る。

### ③新任委員向けQ&A作成

活動の基本をわかりやすくまとめた**新任委員向けQ&A**を作成する。

### ④研修の充実

地域の課題や社会制度の改正等に対応するため、DVD等を活用した**選択研修の導入**を図る。

### ⑤地区民児協の取組に対する表彰制度の創設

地区民児協の優良な取組を評価するものとして、**新たに表彰制度を創設**する。

## 【その他】

### ①随時委嘱手続きに係る期間の短縮化

随時委嘱手続きの見直しを行うことで、欠員期間の短縮とその間の補助活動を行う民生委員の負担軽減を図る。（社会福祉審議会の手続の見直し）

### ②市町の活動負担軽減の取組事例の紹介

市町の活動負担軽減の取組として、地区民児協の班体制、関係機関連携、行政退職者へのPR活動等の好事例を紹介する。

### ③地域の見守り体制の整備

- ・民間企業等（郵便事業者、新聞店等）を活用した見守り体制を地域ごとに整備、推進する。
- ・事業者からの見守り情報は、必要に応じて民生委員・児童委員に情報伝達されるようにする。

### ④包括的支援体制構築事業等の地域福祉推進事業の活用促進

地域の見守り活動や居場所の整備等に係る補助事業等の活用を促進し、地域住民の地域福祉の意識醸成や地域力の強化を図る。

（みんなで支える地域福祉促進事業、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業等の補助事業、小規模法人のネットワーク化による協働推進事業 等）

### 3 担い手の確保

(課題) **委員の高年齢化** **再任率の低下** **欠員解消** **新たな担い手の確保**

- ・ 静岡県では特に再任率が低く (H28 改選時 静岡県 55.7%、全国 68.4%)、その他平均年齢の上昇 (H28 改選時 65.4 歳 前回比 1.0 歳上昇)、就業者割合の増加 (H28 改選時 42.4% 前回比 1.0%上昇) が見られる。
- ・ 公営住宅のある地域など見守り対象者が多い地区や地域のつながりの薄い別荘地、新興住宅地では長期にわたる欠員が生じている。(H28 改選時 146 人、H29 年度末 85 人が欠員)

(主な意見) ※協力員制度運用に係る意見は P23 に掲載

- ・ 欠員が生じている公営住宅のある地区ではなかなか民生委員の推薦が進まない。公営住宅から民生委員の協力者を選任して欠員地区をカバーするといった活用ができて、欠員解消につながるのであれば協力員制度を導入したい。
- ・ 協力員制度は将来の民生委員の掘り起しにつながる。民生委員にはなれなくても地域に貢献したいという人はいる。
- ・ 協力員制度の導入にあたって、社会福祉士など資格所有者を活用してはどうか。守秘義務もあり、福祉にも精通している。静岡県独自の制度にもなりうる。
- ・ 民生委員の活動圏内にフリーで関わられる人材がいれば良いと思う。また、それが専門性を持つ方であれば心強い。

(支援策案)

民生委員を補佐する協力員の設置は、活動負担の軽減だけでなく、**担い手の確保の面で効果が期待される**ことから、様々な支援策の一つとして協力員制度を導入する。

**協力員の経験を経て、将来の担い手となる**ことが期待されるとともに、単身での活動に対する**不安が軽減される**ことから、**民生委員を引き受ける動機付け**にもなりうる。

さらに、民生委員活動に身近に関わる人材が増えるため、地域の民生委員活動への理解や関心がより深まり、**活動のしやすさにもつながっていく**と考えられる。

①協力員制度の導入 (2「活動負担の軽減」に再掲)

- ・ 活動負担の軽減と新たな担い手の確保につなげるため、**協力員制度を導入**する。
- ・ **地域の有資格者 (社会福祉士、看護師、介護支援専門員等の多様な人材) の活用**を図り、地域ごとの課題に対応する。
- ・ 住民への制度周知を図り、協力員が活動しやすい環境を整える。(県ホームページ等)。

(仮称) ふじのくに型協力員制度 ※制度の概要は別様に記載

特徴：2層建て、有資格者の活用

種類	配置(希望による)	対象者	備考
ペアサポーター (伴走者)	民生委員に配置 1人まで	親族、委員OBなど委員が自ら信頼できる者を選任	
エリアサポーター (助言者)	地区民児協に配置 3人まで	社会福祉士、ケアマネ、自治会長等 (有資格者の活用)	静岡県 独自

## 4 活動への理解促進

### (課題) **住民への理解促進** **協力者の確保**

- ・ 地域住民に民生委員の制度や活動内容が十分に理解、周知されていない。
- ・ 民生委員の業務は大変だとの思い込みがあり、民生委員活動のやりがいや地域への貢献について正しく理解されず、新たな担い手確保につながらない。
- ・ 要支援者から理解が得られず、支援を拒否されることがある。

### (主な意見)

- ・ 地域住民から病院への送迎やペットの世話などを頼まれることがあり、**民生委員の業務が正しく理解されていない。**
- ・ 民生委員の名前すら知らない住民がおり、活動や存在が理解されていない。民生委員・児童委員、主任児童委員の**役割の周知、存在感のアピールが必要**である。
- ・ 福祉教育の場を活用する等、地域福祉における民生委員の活動や役割を身近に知ってもらうことで民生委員や福祉につながる人の輪が広がり、地域福祉の推進につながっていく。
- ・ 在住外国人も増えており、多文化共生の観点や現場の民生委員の声から、**外国語版のリーフレットの作成を望む。**
- ・ 地区民児協アンケートでは、委員の活動を続けていくため必要と思われるものとして、「地域住民への活動のPR（パンフレット、広報活動強化など）」を望む割合が37.3%と高い。また、住民の見守りを地域全体の問題として意識させるよう、自治会、町内会、老人会、子供会、福祉関係（社協、デイサービス）等との協力体制が必要であり、地域から見守り情報を得たいといった意見が多数あった。

### (支援策案)

**地域住民への民生委員活動の周知、理解を図るための広報、啓発を行う。**また、福祉教育やボランティア活動等を通じて民生委員制度が周知されるよう**若年層への啓発**にも努める。リーフレットについては、在住外国人に対する支援のため、**多言語化**する。

#### ①住民への活動内容の周知、啓発

住民の活動への理解を促進するため、リーフレット(外国語版の作成も含む)やDVD等を作成し、積極的に広報、啓発を行う

#### ②候補者向け活動紹介リーフレットの作成

候補者に活動内容を説明できるリーフレット(冊子)を作成する

## 5 関係機関との連携強化

### (課題) 行政、関係機関等との連携強化

- ・ 民生委員が要支援者を関係機関等へ確実につなぎ、その後の見守り活動が円滑に行われるようにするとともに、地域の様々な機関や民間団体等との連携や協力が得られるよう、関係機関との一層の連携強化が必要である。

### (主な意見)

- ・ 地区民児協アンケートでは、負担軽減を望む事項として、連携を図っている機関との**一層の連携強化を希望** (30.3%) しており、連携先として、「地域包括支援センター」、「市町の関係機関」、「教育関係機関」、「社会福祉協議会」、の順に高い。
- ・ 連携を図る際には、**他の機関に民生委員の役割を明確にして周知する**必要がある。
- ・ 地区民児協アンケートでは、「つなぐ援助機関が不明確でわかりにくい」(15.9%)、「行政機関の協力が得にくい」(6.2%) といった回答もあった。(6「市町(民児協)の体制強化」で対応検討)

### (支援策案)

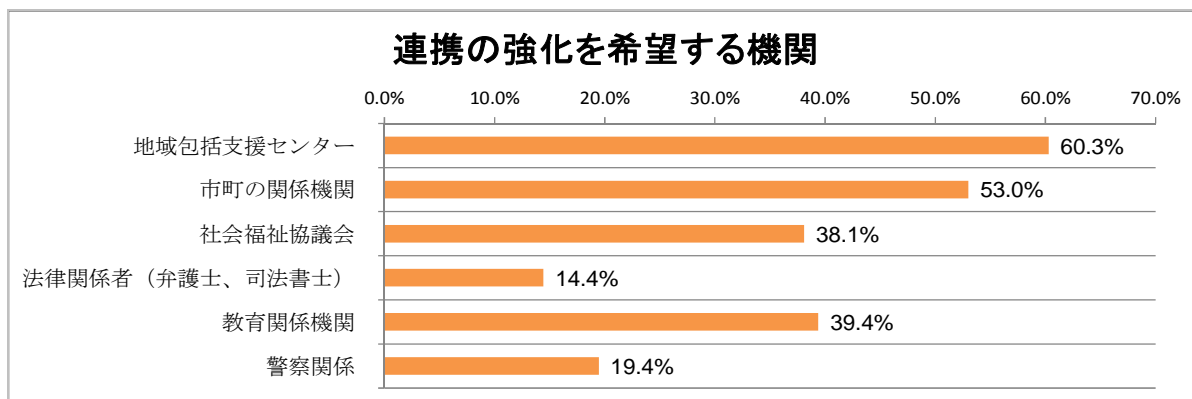
民生委員が地域で活動しやすい環境を整えるため、つなぎ先となる**関係機関との一層の連携の強化が必要**である。民生委員の役割を正しく伝え、それぞれの機関の役割を理解し合いながら、要支援者情報の共有や協力体制の構築につなげるため、連携機関に活動への協力依頼や周知、啓発を行う。

#### ①一層の連携強化を望む機関への活動協力の依頼等

- ・ 地域包括支援センター、学校(PTA)等に活動の周知や活動への協力依頼を改めて行う
- ・ 市町各課や市町社協に活動や連携への協力を依頼する

### ◆地区民児協アンケート調査

- ・ 委員の活動を続けるために必要なこと(連携の強化を希望する機関 複数回答あり)



## 6 市町(民児協)の体制強化

(課題) **市町ごとの課題の整理** **民児協の強化** **欠員解消に向けた取組等**

- ・ 市町ごとに民生委員・児童委員の活動範囲や内容が異なることから、市町や市町社協からの依頼業務や活動内容等について、現状と課題を把握した上で必要性を判断し、市町ごとに活動内容等の見直しを検討する必要がある。
- ・ 地域課題の把握や関係機関との連携調整においては、市町(民児協)事務局である市町、市町社協の役割が重要であり、事務局機能の強化を一層図る必要がある。

(主な意見)

- ・ **市町の民児協事務局の機能強化を図る必要がある(意見多数)**。候補者の推薦等において自治会連合会から町内会、住民まで選任の趣旨がきちんと伝わるよう総合的なコーディネート機能が求められる。人事異動による事務局機能の継続性も課題。
- ・ 事務局がどちらにあっても、**市町、社協が一体的に運営を行い、これまで出た課題や意見等に住民の意見を聞きながら取り組むことが重要**である。また、それぞれ「地域福祉計画」、「地域福祉活動計画」に位置付け、連携して進めていく必要がある。
- ・ 民生委員の推薦について、行政が責任をもって推薦準備委員会などを設置して候補者確保に努めるべきである。
- ・ 改選時に候補者に「1期だけでいいので…」と依頼することが多く、現任者も1期以上は続けにくく、次の候補者もすでに決まっていることがある。地区民児協の役員となる人材が今後不足する。**推薦時には民生委員の活動の継続性にも配慮し、適切な人材が確保**できるよう地域で**推薦の仕組みを考える必要がある**。(地区役員とのタウンミーティングより)
- ・ 市町の合併等により、担当世帯数が地区によって格差がある。**地区割や定数の見直しなど適正配置としていくことが必要**である。
- ・ 地区民児協アンケートで、「つなぐ援助機関が不明確でわかりにくい」(15.9%)、「行政機関の協力が得にくい」(6.2%)といった回答もあった。(5「関係機関との連携強化」に再掲)
- ・ 地区民児協アンケートの自由記載欄の意見として、地域の見守り支援や地域のネットワークづくり、実践的な研修の実施、民生委員や主任児童委員の役割や活動内容の周知、学校との連携体制づくり等、様々な意見や要望があった。



### (支援策案)

市町によって抱える課題は異なるため、市町、市町社協が調整役を務め、地域の課題を把握しながら、検討委員会の意見や地区民児協アンケート結果等も踏まえ活動負担の軽減に取り組むための支援を県として行う。

候補者の推薦については、地区民児協の運営の継続性も鑑みて人選が行われることが望ましく、推薦が困難な地区については、市町が主体的に関わるものとする。

また、推薦時だけでなく、日常の関わりの中で自治会や町内会等に民生委員の活動や役割の周知や理解を図り、活動全般において協力が得られるよう市町は連携体制の確保や地域での活動環境の整備に努めるものとする。

①、②については市町、市町社協に対して説明を行うとともに文書で依頼することとする。

#### ①市町、市町社協共同による活動環境の整備、活動支援策の検討等の取組

**市町民児協の役割を担う市町、市町社協が共同で**、地域の課題を把握し、必要性を判断した上で、行政からの依頼業務の整理、地域住民や関係機関の活動への協力体制の確保等、**活動環境の整備や活動支援に係る取組を行う**よう市町に依頼する。

#### (検討を依頼する事項の例)

- ・自治会等との連携、協力体制の確保（充て職等の負担軽減、活動への協力体制の確保、活動の周知等）
- ・市町・市町社協の依頼業務の見直し、個人情報提供方法の整理、関係部署の活動への協力体制の確保や調整
- ・地区の課題の把握と対応（啓発活動、関係機関との連携調整、地域の見守り体制の整備推進、活動支援策の検討等）
- ・欠員解消に向けた取組（推薦準備委員会の設置など推薦団体・組織からの推薦協力体制の確保、推薦方法の見直し等）
- ・地域福祉活動の推進（住民による見守り活動、居場所づくり、包括的相談支援体制の整備等）

#### ②定数の適正化、地区割の再見直し

委員の負担軽減につながるよう**委員の適正配置や地区割の再見直し**を自治会や地区民児協等と計画的に行うよう依頼する。（令和4年12月に向けた取組）

#### 4 県で実施する支援策（案）（支援策別）

	支援策/目的	内容
1	＜協力員制度の導入＞ 精神的負担を含む活動負担の軽減と新たな担い手の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふじのくに型協力員制度（仮称）の導入（2層建て・希望による配置）</li> <li>①ペアサポーター（伴走者） 民生委員に1人まで配置可 親族、委員OBなど委員が自ら信頼できる者を選任</li> <li>②エリアサポーター（助言者） 地区民児協に3人まで配置可、有資格者等の活用</li> </ul>
2	＜新任委員への支援＞ 新任委員の支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>①随時委嘱者向けオリエンテーションの徹底、内容の充実</li> <li>②活動の基本Q&amp;Aの作成</li> <li>③協力員制度の導入（再掲）</li> </ul>
3	＜研修の充実＞ 活動に資する研修の充実	①地域の課題や制度改正等に対応するため、DVD等を活用した選択的研修の実施
4	＜活動環境の整備＞ 活動内容の整理及び明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 活動環境の整備等に係る県民児協の取組支援</li> <li>・県民児協の地域版活動強化方策の策定推進により、地区民児協が自ら活動内容を点検し活動範囲や内容を整理することになるため、県として当該取組を支援</li> <li>・県民児協の特別委員会での検討結果（証明事務、個人情報提供の整理）を踏まえた市町への意見具申に対して、適切な対応を市町に依頼</li> </ul>
5	＜活動への理解、連携強化＞ 住民の活動への理解促進や関係機関との連携体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>①住民向けリーフレット、DVD等作成（多言語化への対応）</li> <li>②候補者向け活動紹介リーフレット作成</li> <li>③一層の連携強化を望む機関（学校や地域包括支援センター等）に対し活動内容の周知とともに活動への協力を依頼</li> <li>④市町各課、市町社協に対し連携や協力を依頼</li> </ul>
6	＜市町（民児協）の体制強化＞ ・市町ごとの課題の整理 ・民児協事務局の機能強化 ・欠員解消に向けた取組	<p>市町（民児協）の体制強化に係る市町の取組依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①市町、社協が共同して民生委員活動の環境の整備、活動支援策の検討を実施 （例：地区の課題の把握、自治会等との連携強化、個人情報提供方法の整理、地域の見守り体制推進、推薦方法の見直し等）</li> <li>②定数の適正化、地区割の再検討</li> </ul>
7	＜その他＞ 取組への評価等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 随時委嘱手続きの見直しにより、欠員期間の短縮による負担軽減を図る</li> <li>② 住民参加による地域福祉活動の推進（市町への支援）</li> <li>③ 地区民児協の優良な取組に係る表彰制度創設</li> </ul>

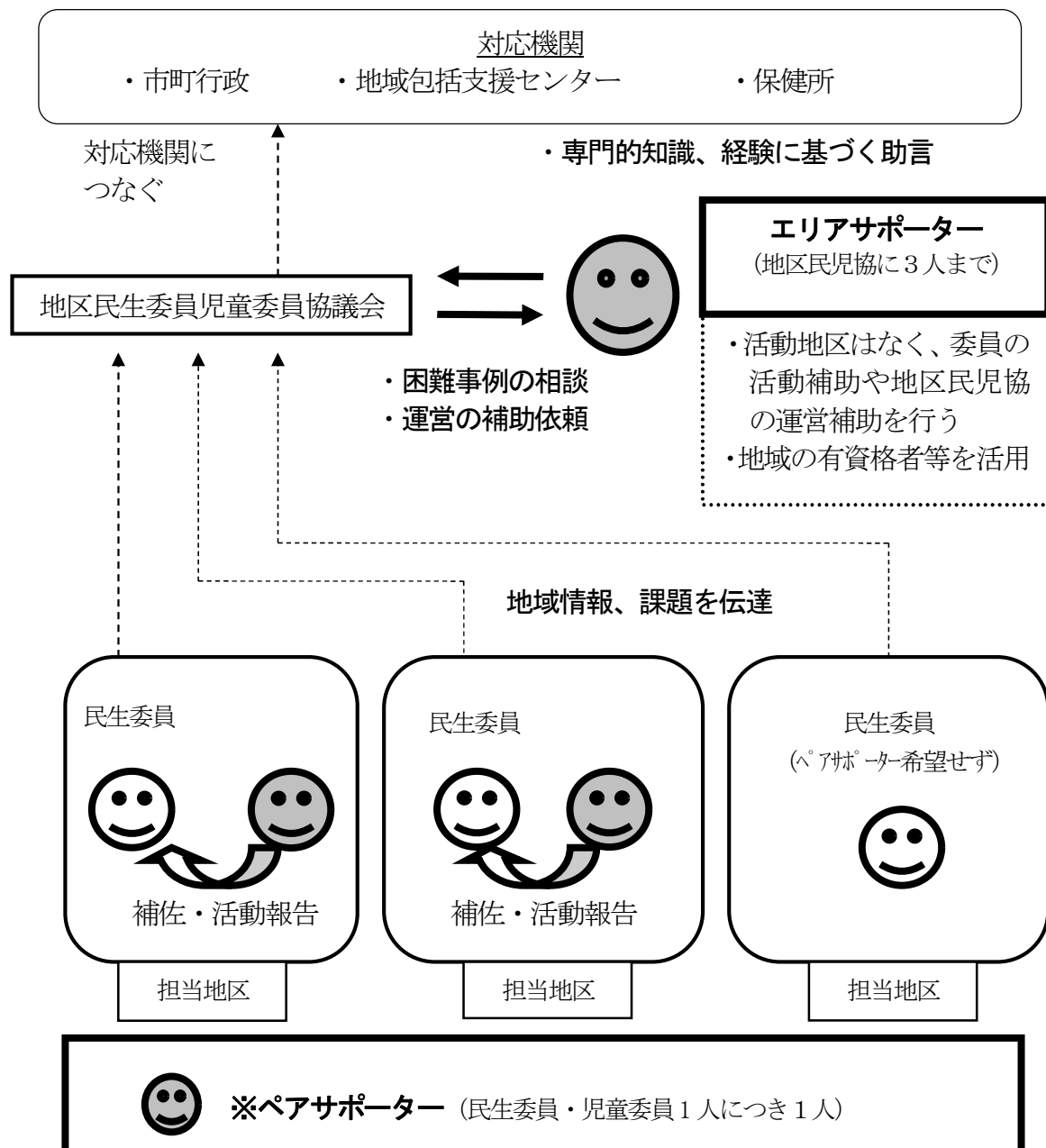
## 5 ふじのくに型民生委員・児童委員協力員制度

### 1 ふじのくに型民生委員・児童委員協力員（仮称）制度概要

配置を希望する民生委員・児童委員に対して協力員を設置するほか、地区民生委員児童委員協議会が希望する場合に、地域の有資格者等を活用し、活動地区を限定せずに委員の活動補助、地区民生委員児童委員協議会の運営補助等の業務にあたる協力員を配置する。

名称	活動内容	協力員となりうる人
ペアサポーター	・民生委員・児童委員の指示を受けて活動をサポート（伴走者）	委員OB、委員の親族、地域の区長（組長）
エリアサポーター	・困難事例への対応等に助言（助言者） ・地区民児協活動の補助	社会福祉士等の有資格者、元民児協会長、自治会役員等

#### ※イメージ図



# ペアサポーター制度

## 1 選任方法

(課題)

民生委員・児童委員にとって活動負担や精神的負担の軽減につながり、新たな担い手確保に結びつくように協力員の選任方法を定める必要がある。

(案)

- ・ 民生委員 1 人につき、1 人の協力員を配置することができる。
- ・ 希望する民生委員・児童委員自身が一緒に活動する上で、信頼できる人を協力員候補者として選ぶことができる。原則として、担当地区内に在住又は勤務する者を推薦するものとする。

(例) 民生委員OB、民生委員の親族、地域の区長（組長）

## 2 個人情報の取扱い

(課題)

民生委員・児童委員の守秘義務は民生委員法第 15 条に定められているが、協力員は法令の根拠がなく、制度を導入する自治体が取扱いを定めることとなる。

(案)

東京都、神戸市、千葉市、新潟市と同じく、自治体が定める個人情報保護条例に従うほか、民生委員法に準じて①、②により守秘義務を課す。

- ① 誓約書・・・協力員本人から誓約書を提出（自署・押印）
- ② 協力員設置要綱・・・個人情報取扱いを規定

○ 民生委員法

第 15 条 民生委員は、その職務を遂行するに当っては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によつて、差別的又は優先的な取扱いをすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

## 3 協力員の推薦方法、委嘱者

(課題)

民生委員・児童委員の推薦や委嘱については民生委員法第 5 条により定められているが、協力員に関しては、制度を導入する自治体が独自に定めることとなる。

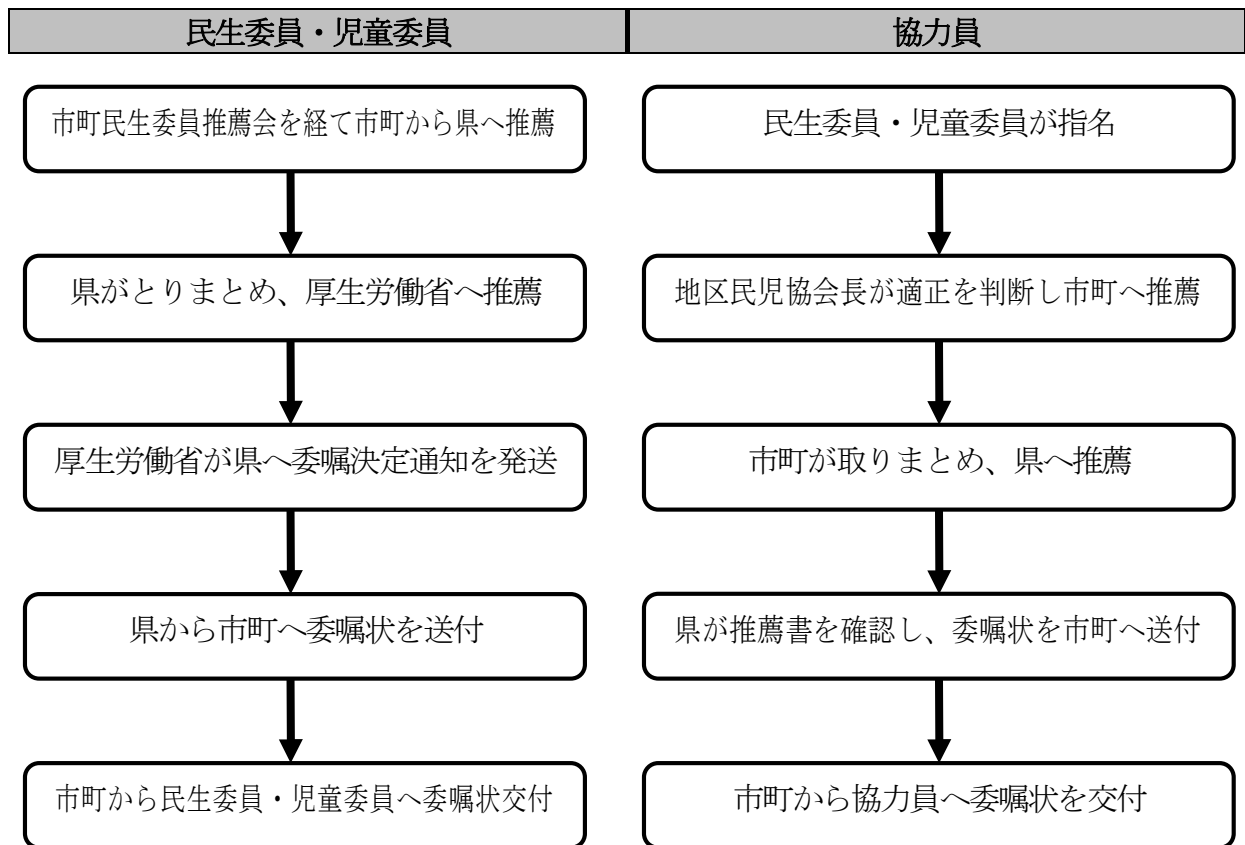
(案)

- ・ 地域住民のプライバシーや個人情報を取り扱うため、協力員としての適正を地区民児協で判断し、市町を通じて推薦手続きを行い、県が委嘱する。
- ・ 協力員については市町推薦会による推薦は不要とし、民生委員・児童委員の負担軽減のため速やかに配置できるようにする。

○ 民生委員法

第 5 条 民生委員は、都道府県知事の推薦によつて、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

- 2 都道府県知事は、前項の推薦を行うに当たっては、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について行うものとする。この場合において、都道府県に設置された地方社会福祉審議会の意見を聴くよう努めるものとする。



#### 4 活動範囲・内容

(課題)

民生委員・児童委員の活動には、要支援者の個人情報やプライバシーに係る相談・支援等が含まれるため、それぞれの立場や役割を明確化し、協力員の活動範囲や内容を定める必要がある。

(案)

- ・ 協力員は、民生委員・児童委員の指示・指導のもとで活動の補助を行う。
- ・ 民生委員・児童委員は、協力員と見守り等の活動内容を相談・調整して行う。
- ・ 民生委員・児童委員は活動報告書によって協力員の活動状況を把握する。
- ・ 活動マニュアルを作成し、個人情報の取扱等の基本的な事項を定める。
- ・ 協力員の可能な活動範囲としては、次に区分される。
  - ① 見守り活動について、民生委員・児童委員の指導のもと、安否確認を兼ねた声掛けや簡易な訪問を行い、住民の様子や本人から伝えられた情報を民生委員・児童委員へ伝達する。
  - ② 要支援者に対する具体的な対応や個人情報に係る事務等については民生委員・児童委員のみが行う。
  - ③ その他の活動については、民生委員・児童委員の指示のもとで行う。

##### 【①見守り活動】

協力員	項目	内容 (例)
○	同行訪問	民生委員・児童委員が希望する場合に同行する。
○	簡易な訪問	(同行訪問による顔つなぎ後) 安否確認を兼ねた声掛けを民生委員・児童委員と協力して行う。

【③その他の活動】

協力員	項目	内容 (例)
○	地域福祉活動への参加・協力	サロン活動等への参加・運営協力
○	周知・啓発活動	地域イベント等のお知らせを、民生委員・児童委員の指示を受けて配布
○	情報提供	団地やマンション内の状況や簡易な訪問で得た地域情報を民生委員・児童委員へ伝達

【②要支援者に対する対応等】

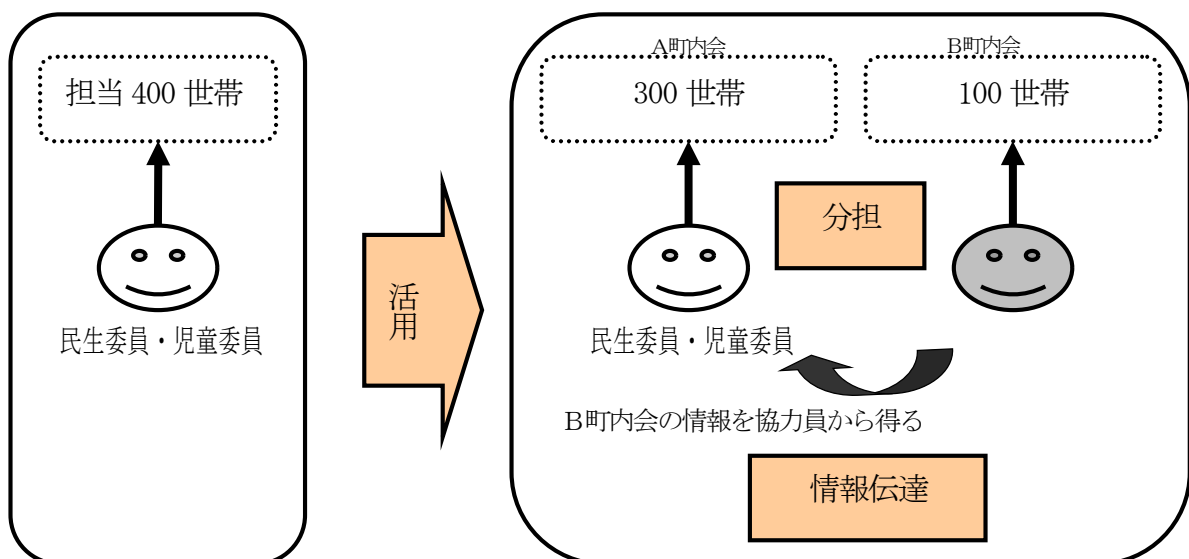
協力員	項目	内容 (例)
×	福祉サービスの利用や支援等の相談	・生活保護の相談や家庭状況に係る相談など個人情報に係る相談や支援で、民生委員・児童委員が本来行う業務
×	民生委員固有の事務	・法令に基づき民生委員・児童委員が行うとされている証明事務 ・生活福祉資金貸付の相談や申請の受付
×	個人情報に係る民生委員への依頼業務	・個人情報の取扱いが限定されている行政等からの依頼業務
×	会議への出席	・地区民生委員児童委員協議会の定例会への参加 ・民生委員・児童委員が構成員となっている会議への出席

5 活動例

(1) 担当地区での世帯数増加による見守り活動への対応

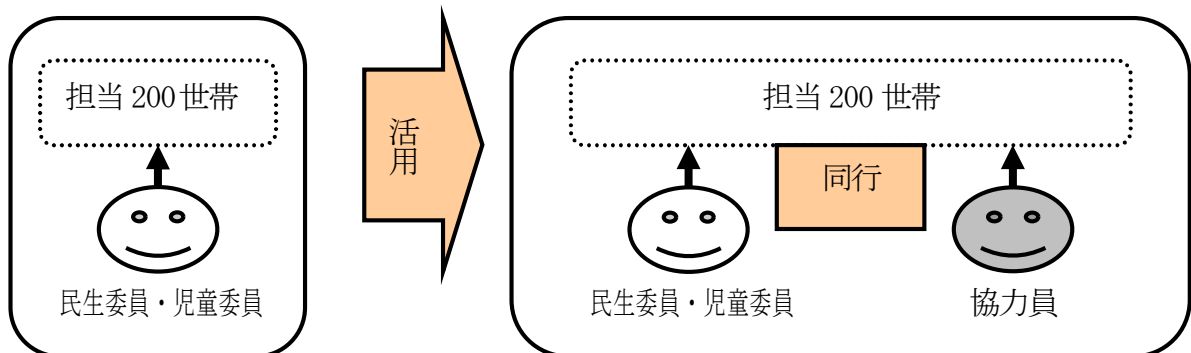
⇒民生委員・児童委員の指導の下、協力員が安否確認を兼ねた声掛けや簡易な訪問  
(地域住民にサポーターの存在を知ってもらうため、始めは必ず同行訪問を行う)

⇒協力員は訪問によって気になる世帯・人について民生委員・児童委員に報告する  
例：公営団地の住民にペアサポーターを依頼し、団地内の情報を民生委員へ伝達

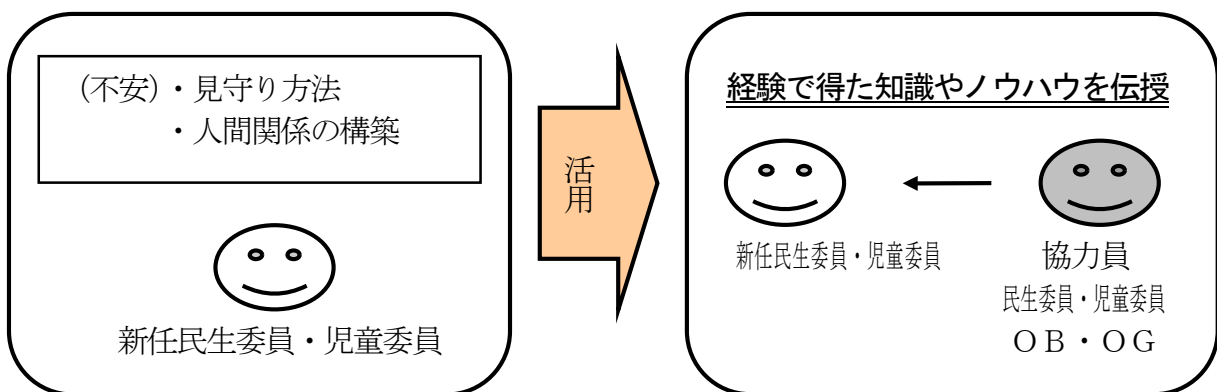


(2) 要支援者世帯への声掛け訪問に同行

⇒経験が浅い1期目委員等にペアサポーターが同行し、1期目の不安を軽減



(3) 民生委員OBによる活動ノウハウの伝授



## 6 活動費

(課題)

協力員が行う活動によって生じる費用や公務災害が適用されない協力員が活動中に負傷した際の費用負担は、制度を導入する自治体が独自に定めることとなる。

(案)

項目	内容	備考
ボランティア保険	1人あたり 500 円 (年間)	ボランティア保険 (天災プラン)
活動費	連絡や移動に係る費用分	財政課と協議を行い、金額を決定

## 7 研修

(課題)

民生委員・児童委員向けの研修は、県、県民児協、地区民児協で実施されている。

協力員が委員の補助活動に資する基本的な知識や守秘義務の取扱等の留意事項等を学ぶための研修が必要である。

(案)

研修名	内容
協力員研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>協力員向けのカリキュラムを作成し、実施する</li> <li>随時委嘱された場合には市町で研修 (オリエンテーション) を実施する</li> <li>民生委員・児童委員研修においても、協力員の活用に係る研修を実施する</li> </ul>

# エリアサポーター制度

## 1 選任方法

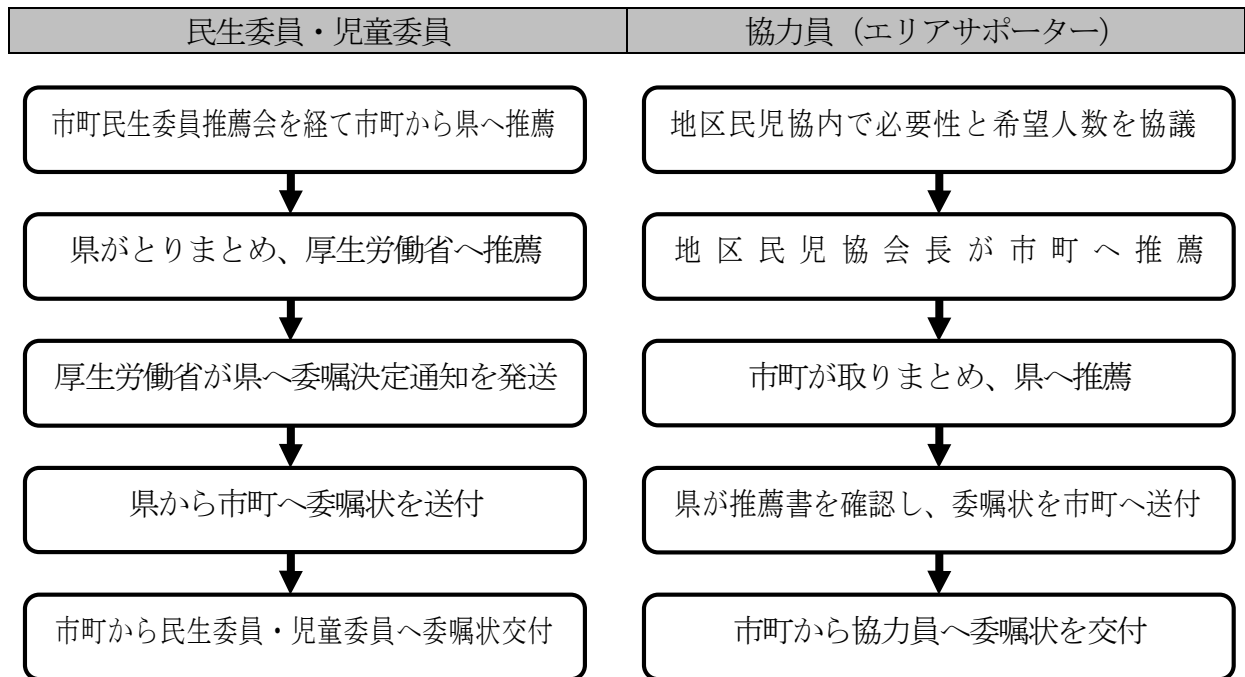
(課題) 地域にいる社会福祉士等の有資格者がフリーな立場で関われる仕組づくり

(案)

地区を限定しないで活動できる協力員（エリアサポーター）の配置も活動負担の軽減に有効であり、導入する。配置にあたっては、地域に潜在する有資格者や専門職等の活用も図る。

- ・希望する地区民生委員児童委員協議会に3人まで配置することができる。
- ・地区民生委員児童委員協議会の中で、地域の実情に合わせて必要と思われる人材を選ぶことができる。原則として、地区内に在住又は勤務する者を推薦するものとする。

(例) 社会福祉士、介護支援専門員、看護師、民生委員OB、自治会役員等



## 2 活動範囲

- ・地区民生委員児童委員協議会会長の指示・指導のもとで協議会運営の補助を行う。  
(例) 困難事例について助言、協議会内での研修実施、地域福祉活動への協力
- ・会長は活動報告書によって協力員の活動状況を把握する。
- ・要支援者に対する具体的な対応や個人情報に係る事務等については、民生委員・児童委員のみが行う。(ペアサポーターと同様)

○個人情報の取扱、活動費、研修についてはペアサポーターと同じ扱いとする

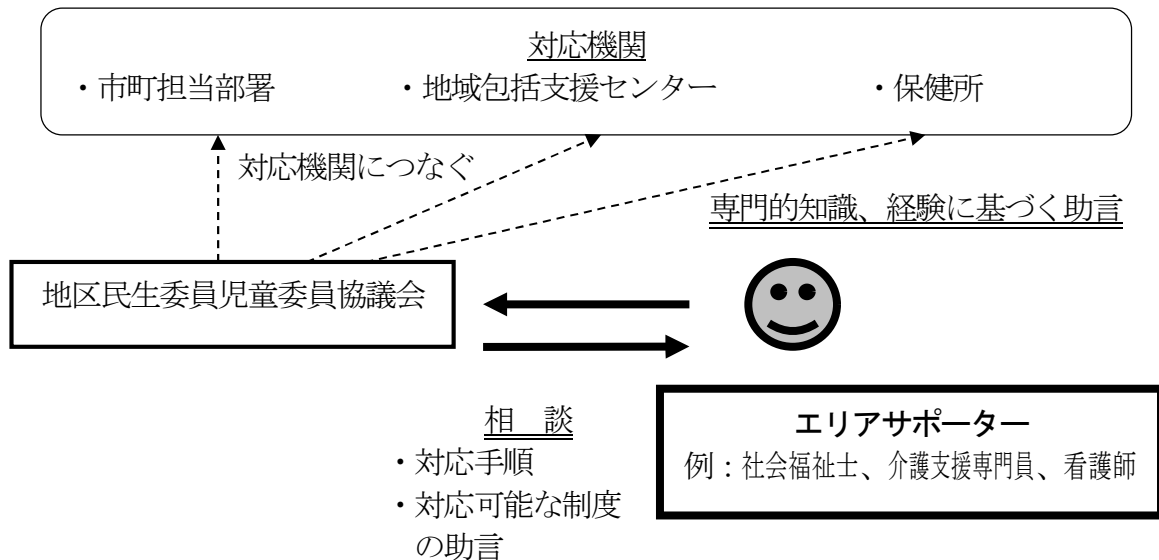
○個人情報については、社会福祉士等の有資格者は資格要件として守秘義務が課せられているが、ペアサポーターと同様に誓約書の提出を求めるものとする。



### 3 活動例

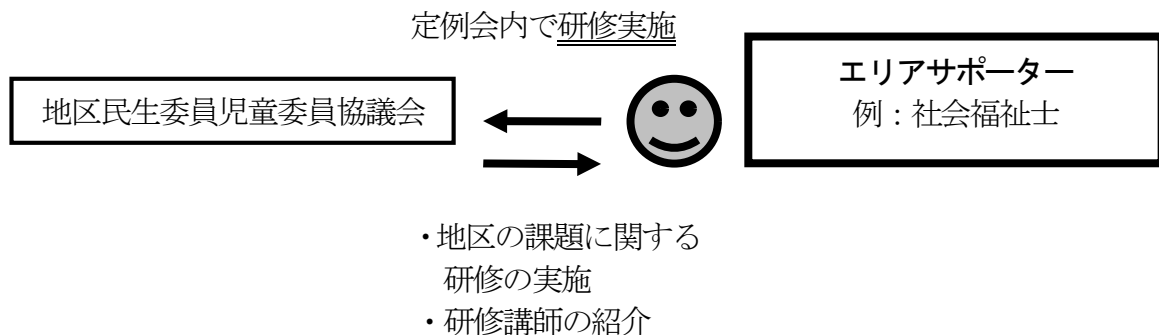
#### (1) 困難事例に対する対応（助言、相談）

- ・ 認知症＋ゴミ屋敷＋近隣トラブル等の複合課題、困難事例への対応についての助言
- ・ 定例会等に参加し、地域の状況について相談



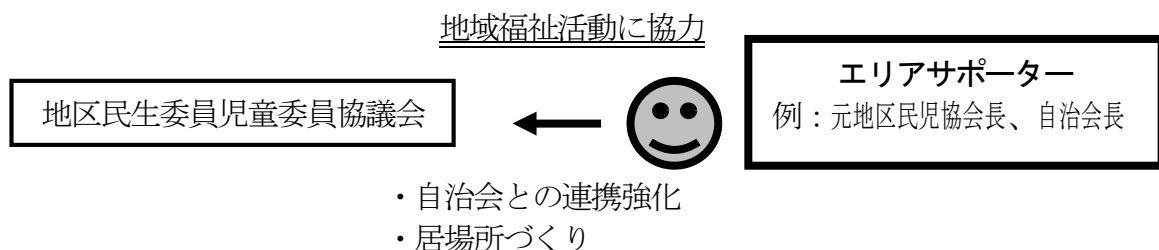
#### (2) 研修補助（研修の講師、資料提供等）

- ・ 新たな福祉制度や関係法令の解説など研修の講師として定例会に参加
- ・ 経験に基づく対応方法等の助言が可能



#### (3) 地域福祉活動（住民への声かけ、運営補助）

- ・ 地区民児協が関わる地域福祉活動の運営補助（住民へのサロン参加の声かけ、情報提供）
- ・ 地域福祉活動への関わり方の助言（住民への見守り協力体制、関係機関とのネットワーク）



#### 4 留意事項

(課題)

- エリアサポーターとして活動する有資格者が、自らの業務の中で顧客として囲い込む恐れがある。

(案)

- 有資格者がエリアサポーターとして活動する際に、顧客の囲い込みについての禁止条項として、協力員設置要綱の中で規定する。
- エリアサポーターの推薦書には、資格名及び勤務先を記入する欄を設ける。

## ＜協力員制度に係る意見の主なもの＞

項目	主な意見の内容
制度に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協力員制度導入にあたって、<b>社会福祉士など資格所有者を活用</b>してはどうか。守秘義務もあり、福祉に精通している。静岡県独自の制度にもなりうる。</li> <li>・民生委員に<b>地区内をフリーで関われる人材</b>がいれば良い。また、それが<b>専門性を持つ人</b>であれば心強い。</li> <li>・欠員が生じている<b>公営住宅のある地区</b>ではなかなか<b>民生委員の推薦が進まない</b>。公営住宅から民生委員の<b>協力者を選任して欠員地区をカバー</b>するといった活用ができて、欠員解消につながるのであれば協力員制度を導入したい。</li> <li>・協力員制度は<b>将来の民生委員の掘り起し</b>につながる。民生委員にはなれなくても地域に貢献したいという人はいる。</li> <li>・地区民児協アンケートでは協力員の希望は30%に満たない。協力員制度はもう少し練ってからでもよいのではないかと。</li> </ul>
導入時の留意点等に係る意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協力員は<b>民生委員が本来行うべき相談や支援などは行わない</b>など、<b>住み分けをしっかりと</b>したほうが良い。</li> <li>・民生委員への報告の頻度を予め決めておいた方が良い。</li> <li>・主任児童委員は児童に特化した関係機関との調整役であり、児童委員のエリアサポーターのような機能があることから主任児童委員に協力員の配置は不適當である。(ペアサポーターの対象外とする)</li> <li>・研修については、協力員だけでなく、<b>民生委員にも協力員制度について研修を行う必要がある</b>。</li> <li>・協力員を登録制にしてしまうと(需要と供給で)ミスマッチが生じる恐れがある。</li> <li>・各サポーターの条件として地域に住む人もしくは地域に勤務する人とあるが、<b>勤務する人だと利害関係や顧客の囲い込みが生じる</b>可能性があるのではないかと。(設置要綱等に予め禁止事項等として盛り込む)</li> <li>・社会福祉士や看護師などの専門職について人材の確保をどうするか。<b>有資格者等の掘り起こしをどのようにしていくか</b>課題である。(社会福祉士会などの資格者団体を通じて協力を依頼、制度の周知を図る)</li> <li>・活動費について、協力員に民生委員へ報告、相談を求めるということであれば、通信費等の費用がかかる。<b>業務として求めるのであれば活動にかかる費用は負担すべき</b>である。</li> <li>・エリアサポーターで専門職の人に意見を求めるとなると、月1,000円では厳しいのではないかと。あくまでもボランティアということか。</li> <li>・<b>協力員制度について、一般の人から誤解を生まないように周知を図る必要がある</b>。</li> </ul>
活用事例	<p><b>【ペアサポーター活用事例】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 困難家庭への同行</li> <li>② 高齢女性の一人住まいの訪問など男性委員の訪問に女性の協力員が同行</li> </ol> <p><b>【エリアサポーター活用事例】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①地区民児協会長のサポート役</li> <li>②介護事業所など地域の多様な団体等による地区民児協の運営支援</li> <li>③福祉関係者だけでなく、広い人材に地域福祉に関わってもらおう。(自治会、教育、精神福祉士など例示はできるだけ多いほうがよい)</li> <li>④外国人在住者への対応のため、身近に多言語が話せる人がいるとよい。</li> <li>⑤東京都では民生委員OBに広報委員として手伝ってもらっていると聞いている。</li> <li>⑥民生委員法第13条の「事項委員」(医療保健担当等)に係る職務補助</li> </ol>

## (参 考)

# 1. 民生委員・児童委員活動支援検討委員会設置規約

(目的)

第1条 民生委員・児童委員の活動負担の軽減と担い手の確保に向けた活動支援策（以下「活動支援策」という。）について検討し、民生委員・児童委員の活動に資する効果的な施策の推進を図ることを目的として、民生委員・児童委員活動支援検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 活動支援策の内容の検討、実施方法等に関する事項
- (2) 活動支援策の評価、検証に関する事項
- (3) その他、委員会の目的達成のために必要な事項

(委員会)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員により構成する。

- 2 委員会には委員の互選により委員長1名を置き、委員長は会務を総括する。
- 3 委員長に事故等あるときは、委員長が予め指名する委員が職務を代行する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長がこれに当たる。
- 3 委員長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から本委員会終了までの期間とする。

- 2 任期中に委員が異動若しくは退職した場合又は欠けるに至ったときは、委員を補うことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課に置く。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

附則

この規約は、平成31年3月5日から施行する。

附則

この規約は、平成31年4月4日から施行する。

## 別表

## 民生委員・児童委員活動支援検討委員会構成委員

分野	氏名	所属・職名
学識経験者	ひらた あつし 平田 厚	静岡福祉文化実践研究所 所長 元静岡福祉短期大学部介護福祉学科長ほか
民生委員・ 児童委員	まつした えつろう 松下 悦郎	静岡県民生委員児童委員協議会 会長
民生委員・ 児童委員	すぎもと ただし 杉本 正	静岡県民生委員児童委員協議会 副会長
主任児童委員	こぼやし かずえ 小林 和恵	富士市主任児童委員部会 会長
県民児協 事務局	にしむら まこと 西村 慎言	静岡県民生委員児童委員協議会事務局代表 (県社会福祉協議会 福祉企画部長代理)
市町行政	すだ よういち 須田 洋一	下田市福祉事務所長
	やまぐち ともあき 山口 智朗	熱海市長寿介護課長
	ますだ はるみ 増田 治美	藤枝市福祉政策課長
	おざわ きよみ 小澤 貴代美	森町保健福祉課 課長補佐
県行政	たかはし しんいちろう 高橋 真一朗	静岡県健康福祉部こども未来局 こども家庭課長
	くわはら ひろあき 桑原 裕明	静岡県健康福祉部福祉長寿局 地域福祉課長

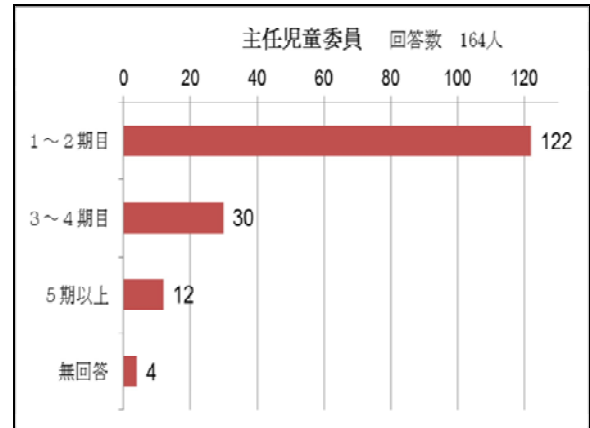
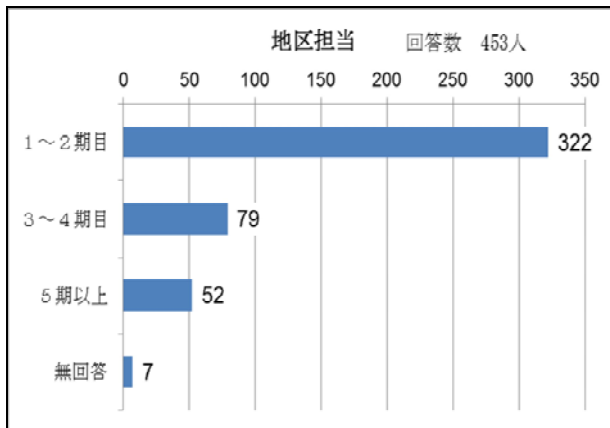
## 2. I アンケート調査結果【民生委員、主任児童委員対象】

○平成31年3月6日に静岡県民生委員児童委員協議会を通じて、162地区民児協の会長、主任児童委員、1期目委員（2人）を抽出して調査を実施

○回答数は633件、回答率97.6%（有効回答数617件）

問1 あなたの委員活動経験と委員の種別を教えてください。（平成31年3月1日現在）

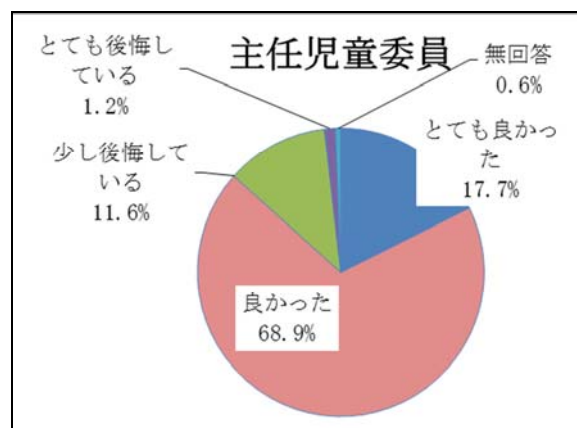
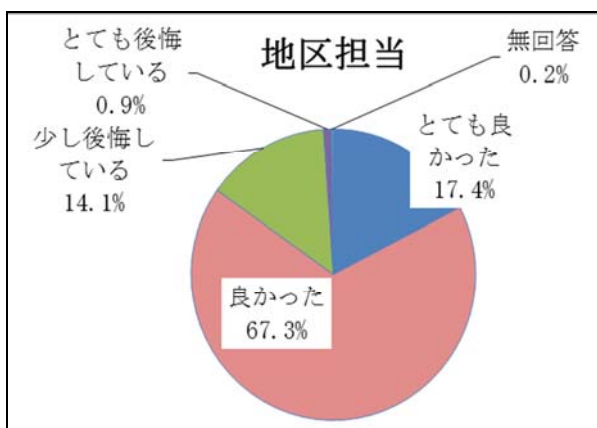
無回答数を除き、地区担当453人、主任児童委員164人、合計617人の結果を以下にまとめた。



問2 市町名、地区名を教えてください。（省略）

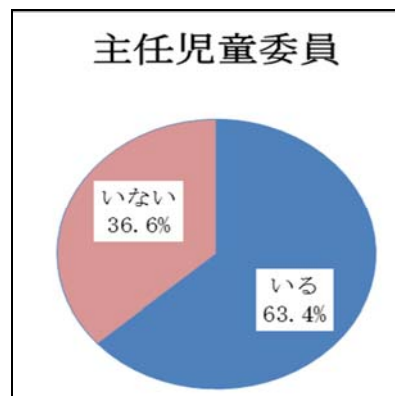
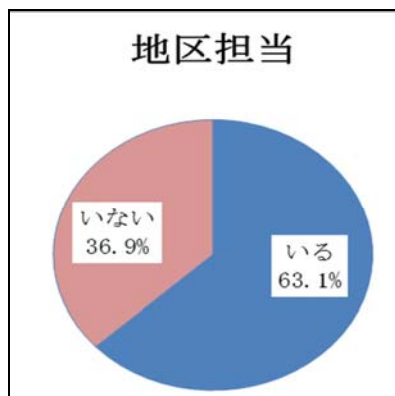
問3 委員になったことをどのように感じていますか。一つに○をつけてください。

地区担当、主任児童委員ともに「とても良かった」「良かった」の合計はが8割を超えている。



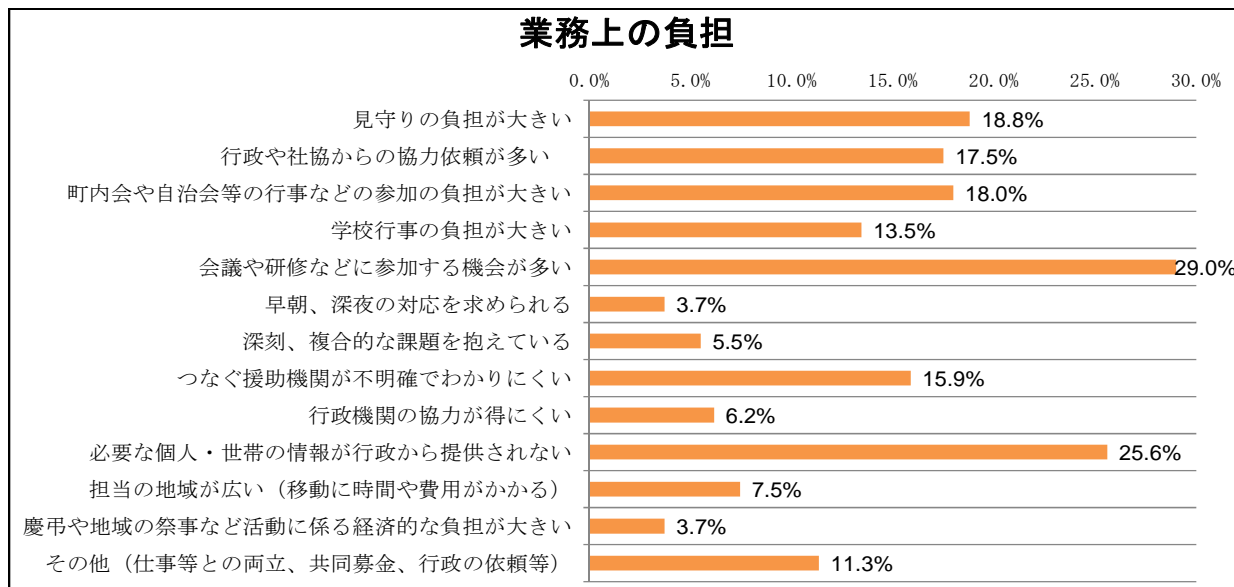
問4 委員の活動に負担を感じていますか。該当するものに○をつけてください。

地区担当、主任児童委員の6割以上が委員の活動に負担を感じている。

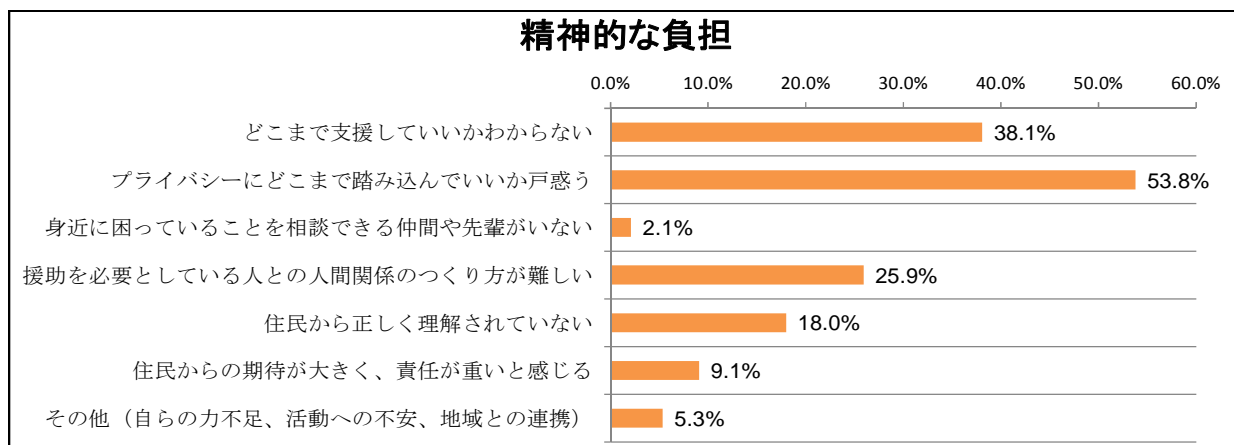


問5 どのような場合に負担を感じていますか。該当するものすべてに○をつけてください。

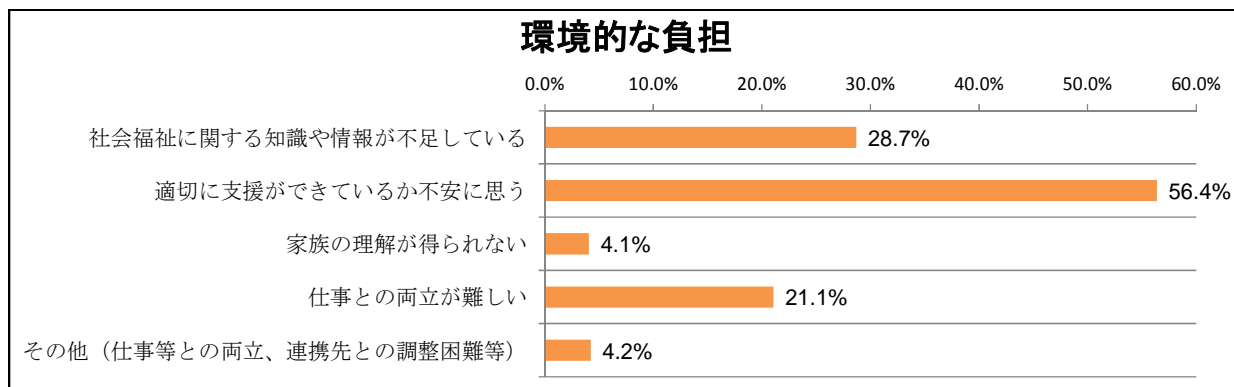
現在の業務の中で負担に感じている事項として、「会議や研修などに参加する機会が多い」(29.0%)、「必要な個人・世帯の情報が行政から提供されない」(25.6%)、「見守りの負担が大きい」(18.8%)がある。



精神的に負担と感じている事項として、「プライバシーにどこまで踏み込んでいいか戸惑う」(53.8%)、「どこまで支援していいかわからない」(38.1%)、「援助を必要としている人との人間関係のつくり方が難しい」(25.9%)がある。



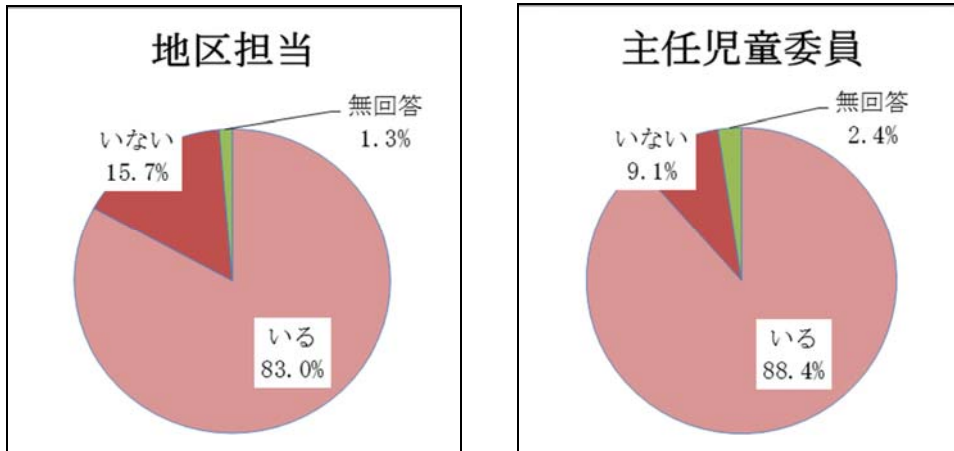
環境的な負担と感じている事項として、「適切に支援ができていないか不安に思う」(56.4%)、「社会福祉に関する知識や情報が不足している」(28.4%)がある。





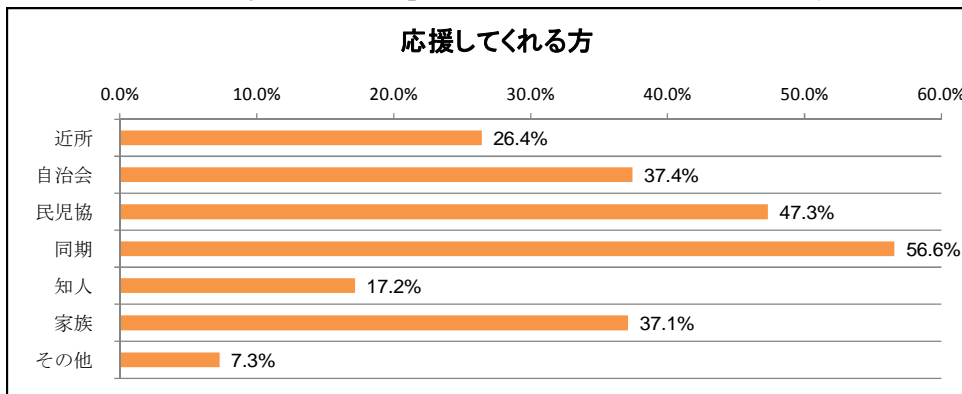
問6 あなたの周りに活動を応援してくれる方はいますか。該当するものに○をつけてください。

活動を応援してくれる方の存在は、地区担当、主任児童委員ともに8割を超えて「いる」と回答している。



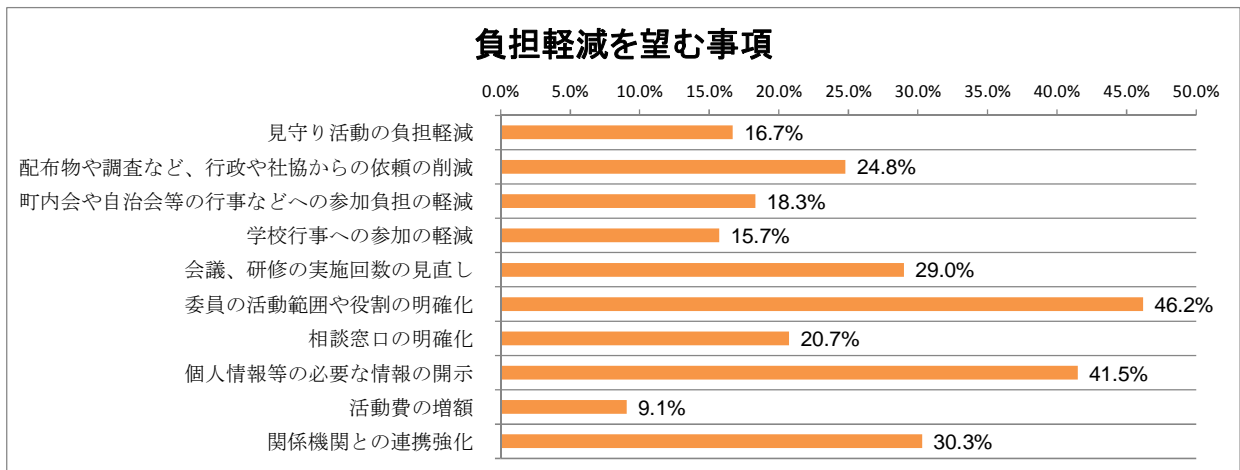
問7 活動を応援してくれる方について、該当するものにすべてに○をつけてください。  
(問6で「いる」と回答した方のみ)

応援してくれる方としては、「同期」(56.6%)、「民児協」(47.3%)、「自治会」(37.4%)がある。「その他」の回答の中では、民生委員OBが多かった。

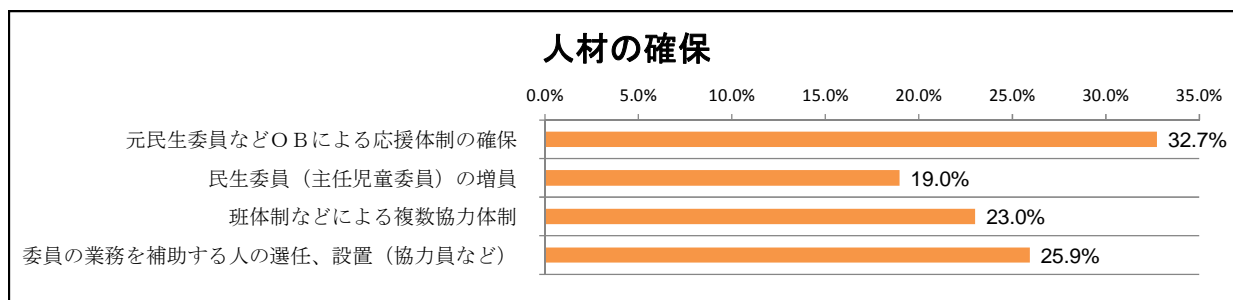


問8 委員の活動を続けていくために必要と思われるものすべてに○をつけてください。

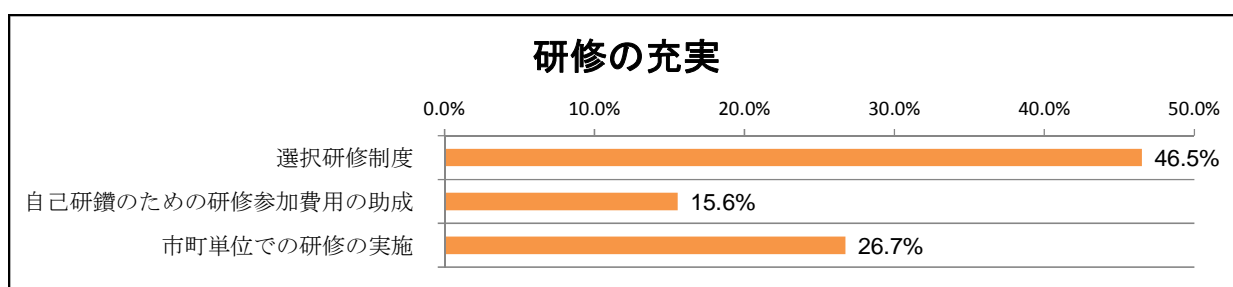
負担軽減を望む事項として最も多いのは、「委員の活動範囲や役割の明確化」(46.2%)、続いて「個人情報等の必要な情報の開示」(41.5%)、「関係機関との連携強化」(30.3%)である。



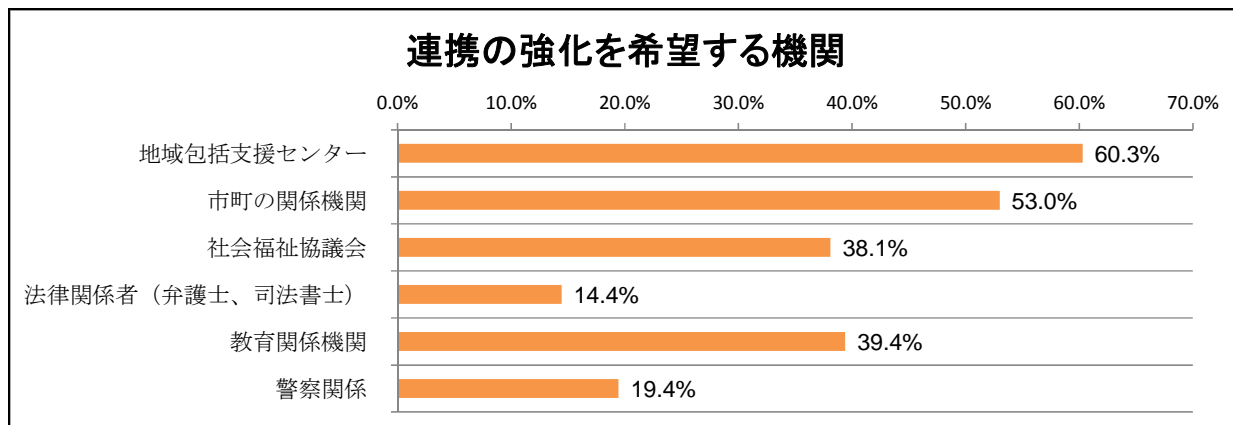
人材確保として、「元民生委員などOBによる応援体制の確保」(32.7%)、続いて「委員の業務を補助する人の選任、設置(協力員など)」(25.9%)が多い。



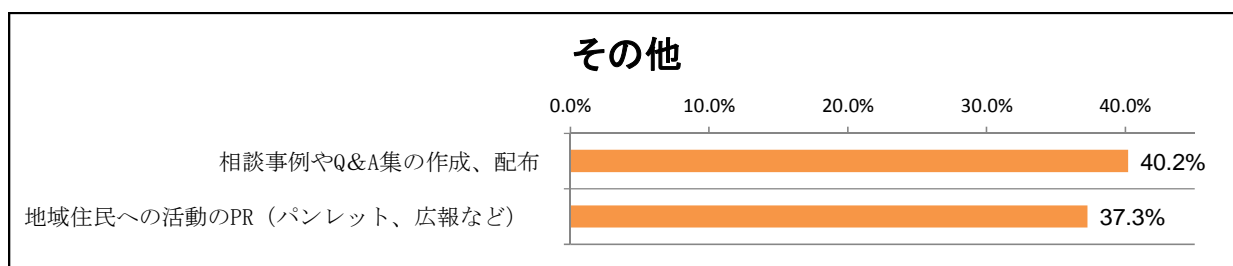
研修の充実として、「選択研修制度」(46.5%)、「市町単位での研修の実施」(26.7%)などが多い。



地域で連携を図っている機関ではあるが、今後の地域課題からいっそうの連携強化を希望する機関として「地域包括支援センター」(60.3%)、「市町の関係機関」(53.0%)、「教育関係機関」(39.4%)、「社会福祉協議会」(38.1%)が多い。



その他として、「相談事例やQ&A集の作成、配布」(40.2%)、「地域住民への活動のPR(パンレット、広報など)」(37.3%)を望む割合も高かった。



自由記載

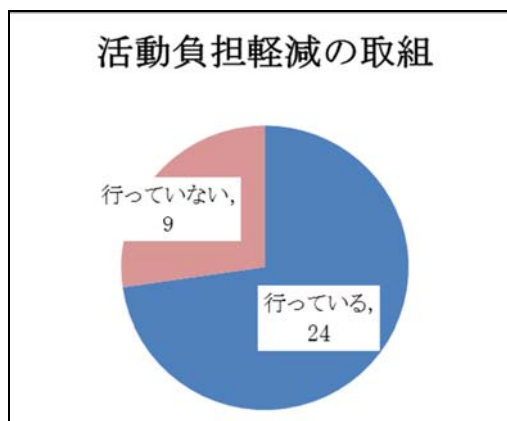
項目	意見
地域との連携 (ネットワーク づくり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の見守りを地域全体の問題として意識させるよう、自治会、町内会、老人会、子供会、福祉関係（社協、デイサービス）等との協力体制が必要。地域から見守り情報を得たい（35件）</li> <li>・ネットワークを作るつなぎ役の存在やネットワークづくりが大切（20件）</li> <li>・災害時災害時の要支援者支援活動に不安を感じる（6件）</li> <li>・高齢者や子どもの居場所を作る（12件）。子育てサロンができ、主任児童委員の顔が広く知られるようになり、保健師さんとの連携、入学時の親学講座も流れが出来てきて、活動しやすくなった。</li> <li>・地域づくり、サービス創設（買物支援、移動支援）の必要性（9件）</li> <li>・ヤクルト、新聞屋、郵便局など民間事業者を活用した高齢者の見守り強化を図る（13件）</li> <li>・入院や施設に入所したことの情報が全く伝わってこないことが課題</li> </ul>
研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修には実践にすぐに役立つ内容を望む（活動記録、見守り状況、災害時対応等）（14件）</li> <li>・定例会に、市、地区社協の職員から派遣してほしい</li> </ul>
周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域では民生委員の役割や活動内容を知らない方が多い。もっとPRした方がよい（14件）</li> <li>・季節に応じた健康情報やオレオレ詐欺等のパンフレット等があると、高齢者世帯の家を回りやすい</li> </ul>
個人情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢の夫婦、一人暮らしの高齢者、障害者等、援助を必要とする住民の情報・資料等を行政より情報提供してほしい（16件）</li> <li>・行政や学校からは子供の情報が全くなく、どの家庭に子供がいるのかも受け持ち区域の全戸訪問しなければわからない状況である。情報収集から民生委員児童委員に求めるのは負担が大きい（3件）</li> </ul> <p>民生委員と地域の見守り組織との間で、個人の情報をどのように共有するのか、またどの部分まで共有していいのか検討する必要がある</p>
学校等との 連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の子供の情報がほとんど無いため学校との連携を図りたい（11件）</li> <li>・児童支援活動、こども会等の活動との連携を図りたい（2件）</li> <li>・保健師の子育て支援事業との連携を図りたい（2件）</li> </ul>
主任児童委員	<p>主任児童委員は制度化されてまだ25年ということもあり、どんな活動をしているのか、どんな存在なのか、あまり理解されていない（特に学校）（5件）</p> <p>地域の子育て世帯等の情報が得られるようにしてほしい</p> <p>民生委員の地区定例会、子育てサロン、研修会、主児定例会などがあり、その他にも市の会合など負担を感じる</p> <p>主任児童委員の年齢を上げて活動年齢に幅を持たせれば、人員の選出に苦勞しないと思う（2件）</p>
人材確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員退任者による後任支援体制（期間限定）があるとよい</li> <li>・地域の企業、PTAの退職者に民生委員になりたいと思わせる仕組みがあるとよい</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区担当以外にフリーに町全体や困難ケース等のカバーに助力出来る人がいると心強い</li> <li>・個々の事案はもちろん、細かい部分まで気軽に相談、質問できる方が欲しい</li> </ul>
選任基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援者を増やす意味で委員任期を2年とし、多くの経験者を育成する（2件）</li> <li>・企業の定年年齢の引上げもあり、75才という基準は取り外してもらいたい（2件）</li> </ul>
環境整備	市、各区、社協から依頼する業務について整理をしてほしい（14件）
行政のサポート体制	市の関係機関の民生委員に対するサポート体制の強化（2件）

## Ⅱ アンケート調査結果【市町対象】

- 平成 31 年 3 月 6 日に 33 市町（政令市除く）を対象に調査を実施
- 回答数は全市町 33 市町

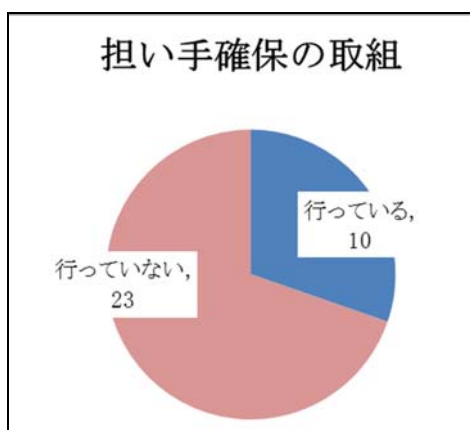
問 1 貴市町では、市町独自の施策として民生委員・児童委員の「活動の負担軽減」に向けた取組を行っていますか。



問 2 問 1 で「ア行っている」と回答した場合に、その取組、予算措置の内容について記載願います。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・定例会に毎月町職員が出席し、情報共有や研修等を行っている (15 市町)</li> </ul>	定例会への参加
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町広報誌、ラジオ番組で民生委員の活動内容を周知している (8 市町)</li> </ul>	広報
<ul style="list-style-type: none"> <li>・定例会終了後に地域包括支援センター職員との懇談会を開催し、情報共有している (川根本町)</li> </ul>	地域包括支援センターとの連携
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者配食サービス事業者に要支援者の見守りを依頼 (5 市町)</li> <li>・新聞配達屋、コンビニ等との見守り協定を結んでいる (熱海市)</li> <li>・休日の対応を地域包括支援センターに委託 (260 千円) (熱海市)</li> </ul>	見守り強化
<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員負担金で不足する活動費を、委託料として支出している (平成 30 年度 1,195 千円、令和元年度 996 千円) (松崎町)</li> </ul>	活動費の補助
<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当地区の要介護、障害、生活保護の情報を提供している (委員からの申請による) (藤枝市)</li> </ul>	個人情報の提供
<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員に依頼していた業務を廃止 (行政調査、証明事務、集金業務等) (7 市町)</li> </ul>	業務の見直し

問3 貴市町では、市町独自の施策として民生委員・児童委員の「担い手不足」に向けた取組を行っていますか。



問4 問3で「ア行っている」と回答した場合に、その取組、予算措置の内容について記載願います。

・市町の広報紙に民生委員活動内容を掲載し周知を図り、理解を深める（3市町）	広報
・福祉こども部、保健部の7課にて「民生委員推薦班」を組織し、課長、班長が民生委員の新任候補者への職務の説明や未推薦地区への町内会との同行訪問などを分担して実施している（富士市） ・候補者がいない場合、社協等と連携して、候補者を探している（長泉町）	関係機関、部署との連携
・市役所退職者に対し民生委員・児童委員の活動内容等の説明会を行っている（熱海市）	退職者向け説明会
・一斉改選の前年度から改選に関する説明を自治会等に行っている（10市町）	自治会等への早期説明

問5 解決すべき課題や、今後の活動支援策について、御意見、要望等があれば記入してください。

・主たる業務は相談者を各機関へつなぐこととし、行政、地域包括支援センター、社協等へ気軽に相談できるようにして負担を減らす	活動内容の整理
・専門性を求め過ぎない	
・見守り相談体制は各機関が職業として実施しており、民生委員児童委員の立ち位置が変化してきているので役割分担等の環境整備を行う必要がある	
・負担軽減のため研修の見直しを図る（2市町）	
・証明事務、活動内容、活動範囲を見直し、負担の軽減を図る（6市町）	

<ul style="list-style-type: none"> <li>・主任児童委員の年齢基準は、高齢化率が高い町部では対象者がいない。55歳はまだ働いている。年齢制限を上げてほしい 等（5市町）</li> </ul>	委嘱要件の緩和
<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱にあたっての制約等を減らす</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・任期を短縮する</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会長・町内会長・その他の役職の方には働いている方も多く、推薦等の協力が得られにくい。各地区民児協と各自治会との連携強化を図りたい（2市町）</li> </ul>	自治会等との連携強化
<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動費の増額の検討</li> </ul>	活動費の補助
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区民児協から協力員制度導入の要望がある</li> <li>・協力員候補の選定に地区で負担が見込まれるのではないか</li> </ul>	協力員制度
<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員の活動事例を冊子等にまとめ委員に配布する（ケース毎に活動事例を紹介する等）</li> </ul>	活動事例集
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の出先機関で広域の地域専門支援員を配置し、地域の課題の検討も行えるようにする。また、支援員の養成を行う</li> </ul>	広域支援員の配置
<ul style="list-style-type: none"> <li>・他市・県で行っている事例や支援策などが情報共有できる担当者会議の開催を希望（2市町）</li> </ul>	市町、県の情報共有